

○農林水産省告示第八百二十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の四の項のアメリカ合衆国から発送されるサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、フアンタジア種、メイグランド種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和六十三年六月二十日から施行する。

昭和六十三年六月十七日

農林水産大臣 佐藤 隆

一 植物及び地域

サマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、フアンタジア種、メイグランド種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実であつて、アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) アメリカ合衆国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているアメリカ合衆国植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア コドリングガに侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

四 生産地における消毒

① くん蒸施設において、臭化メチルを使用し、二時間くん蒸すること。この場合における薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル当たり四十八グラムとし、果実温度は、二十一度以上とすること。

② ①のくん蒸は、未包装のままで行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。

五 くん包及びくん包場所

① 消毒された生果実は、コドリソウの侵入するおそれがないと認められる材料によりくん包されていること。

② ①のくん包は、コドリソウの侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

③ 各くん包には、アメリカ合衆国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

① 三の①の検査及び四の消毒が行われた生果実のくん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

② ①の仕向地の表示は、くん包の三面以上になされていること。